

平成27年6月26日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 高原 伸二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第50号議案 古賀市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

本案は工場敷地内における施設等の新・増設を促進することを目的に、工場立地法の特例として、工場立地法で規定する一定規模以上の特定工場に係る緑地面積率等の緩和を行うために、企業立地促進法第10条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を条例で定めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 本条例の制定により、進出済み企業にとっては限られた敷地内の有効活用が可能になるほか、進出を検討中の企業にとっては有効敷地面積が増加することから、今後の企業誘致を進める上で優位になるといったメリットがある反面、緑地面積等の減少により工業団地内の景観や環境が悪化する可能性があるというデメリットも想定されるとのこと。
2. 本条例の対象となる市内の工業系用途地域のうち、県の基本計画で重点区域の指定を受けている区域について、緑地を含む環境面積等の割合を現行の25%から条例で定める10%に引き下げたと仮定した場合に、想定される緑地等面積の減少幅は2ヘクタールと試算されるとのこと。
3. 市内の工業団地で操業している企業の多くが、事業拡大に伴う敷地不足に直面しており「企業業績の向上、ひいては古賀市経済の活性化のために、工場敷地内の緑地面積について規制緩和を行って欲しい」との趣旨の要望書が複数（3件）所管課に提出されているとのこと。
4. 同様の条例の制定は、福岡県内では北九州市、八女市、朝倉市に次いで4番

目になるとのこと。

【意見】

(賛成意見)

- ・ 条例が対象となる面積は推計で65ヘクタール、その中の15%の緩和分ということで、市全体に与える影響は極めて限定的だろうという根拠は判明した。既存の操業している企業に、古賀市で操業を続けていただきたいという思いが、今回の条例の背景にある。古賀市で操業を続けていただくための、市の姿勢のひとつとして評価したい。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第53号議案 古賀市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は1日最大給水量の縮小並びに米多比区の一部を給水区域に編入することによる給水区域の拡張に伴い条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 新規拡張区域内の人口は、約1,700人とのこと。
2. 生活用水の日平均使用量は過去10年前とほとんど変わらないが、業務営業用や工場用使用水量があらゆる方策の節水により減った推計値とのこと。
3. 浄水場で処理する水量は、5,500立方メートルとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第59号議案 工事請負契約の締結について（平成27年度社会資本整備総合交付金事業浜大塚線鋼3径間連続非合成钣桁製作工事）

本案は平成27年度社会資本整備総合交付金事業浜大塚線鋼3径間連続非合成钣桁製作工事を施工するため、一般競争入札により工事請負人を定めたので、その者と工事請負契約を締結するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 工事請負人は日本橋梁株式会社、契約金額は151,513,200円とのこと。
2. 摘要欄の無効については、入札業者の単純な事務手続きミスであったとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。